

# 議案質疑

## 一般会計補正予算中 定住促進事業

(質疑) これまでの移住支援策との違いは

(答弁) ①東京圏からの移住者のみが対象となること  
②中小企業の人手不足解消、地域社会の課題解決に資するものでなければならないこと③支援金の使途は自由に使えること④一定の年数が経過する前に転出した場合、支援金を返還しなければならないこと  
⑤国の交付金メニューに基づき、手挙げ方式で全国的に実施されるものであること。

(質疑) これまでの移住支援策に要した額と実績は

(答弁) ①通勤定期券購入費補助が平成27年度から30年度までで286件、約3,440万円②住宅取得費助成が平成27年度から平成30年度までで211件、約9,750万円③空き家バンク制度による空き家改修・不要物撤去費助成が平成22年度から平成30年度までで11件、約430万円。

(質疑) 事業費の積算根拠と見通しは

(答弁) 全国から東京圏への転出超過数に対する本市の割合が0.18%であるため、国の年間目標の1万人の0.18%となる18人を本市の目標として設定している。また、今年度は実質的に約2カ月の受け付け期間となることから、年間目標のうち2カ月分で3人と設定した。世帯で移住した場合の支援金100万円の3世帯分で300万円と積算した。また、ふるさと回帰支援センターのアンケート調査によると、希望する都市類型が地方都市であること、就労の場があることが約70%となっており、十分に見込みはあると考えている。

(質疑) 転出超過数260名に対して3世帯分の予算措置で効果はあるのか

(答弁) 就労の場を提供しながら移住支援金によって、移住にかかる負担軽減をする本制度は、移住者が候補地として本市を選定するインセンティブになり、効果はあると考えている。

(質疑) 地域貢献が条件となっているが、ニーズはあるのか

(答弁) 移住支援とは別であり、県が社会的事業として認めた起業で、県から起業支援の交付を受けた場合の条件である。

(質疑) 全国の自治体が手を挙げた場合、同じ状況になるのではないかと

(答弁) 多くの自治体の本制度を導入するため、本市も制度導入することで競合する他自治体に競り負けないようにと考えている。

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(質疑) 会計年度任用職員制度が創設された背景及び制度の内容は

(答弁) 地方公務員法や地方自治法で定める任用制度の趣旨にそぐわない運用がみられることから、適切な任用や勤務条件の確保が求められている。身分は一般職の非常勤職員で、給与は一般職員との均衡により決定することとなり、職員に適用している給料表に基づくものになる。さらに、期末手当や通勤手当等も支給できることになる。

(質疑) 現在の臨時・非常勤職員の人数、平均的な賃金水準、支出総額は

(答弁) 今年度6月1日時点で1,353人。一般事務補助の嘱託職員は、週30時間勤務で月額14万1,420円、日日雇用職員等は、1日7時間45分勤務で日額6,600円。臨時・非常勤職員の年間総人件費は、平成30年度決算で約21億2,200万円。

(質疑) 制度移行後の人員数及び支出額の見込み、財源については

(答弁) 今年度の人数に有償ボランティア等の一部職種を加えた人数が基準となる。任用期間が極端に短い職員を除いて通年雇用の職員を1,120人として試算した場合、現在より約1億6千万円程度の増額となる見込み。制度移行により必要となる財源については、国に対し何らかの措置を求めていくとともに、業務量に見合った適正な人員配置等により人件費の圧縮に努めたい。

(質疑) 勤務形態はどう変わるのか

(答弁) 嘱託職員はおおむね現在の勤務時間と同程度となる。日日雇用職員は短くなる場合が多い。各個人の給料は経験年数により決まる。制度移行後、月額はやがるが、期末手当の2.6月分を含めた年収では増える見込みである。

(質疑) 給与月額が下がることに対し、どのような検討をしたのか

(答弁) 当初は、期末手当を常勤職員より低く設定することで、基本給を現行制度より大幅な引き下げにならないよう検討したが、期末手当は常勤職員と同率とすること、給与についても正規職員との均衡により決定しなければならないとの国の指摘を受け、勤務内容や職務遂行上必要となる知識、技術及び経験年数等を考慮し、幾つかの分類を設定し、県や他市の状況を勘案した上で基本給水準について検討した。

## 議会運営等改革検討会

～最終答申を議会運営委員会に提出～



左：議会運営委員会正副委員長  
右：議会運営等改革検討会正副会長

平成30年11月7日付で議会運営委員会から諮問があった「議会BCP（業務継続計画）の策定」についての最終答申書及び「議会基本条例の見直し」についての報告書を、9月25日に議会運営等改革検討会会長から議会運営委員長へ提出されました。

答申及び報告書の詳細は、佐賀市議会ホームページの「市議会からのお知らせ」に令和元年9月25日付で掲載しておりますので、ご覧ください。

### バイオマス産業都市 調査特別委員会

8月26日開催

〔質問〕 回収した二酸化炭素を利用する工場などの関連企業の誘致のめどは。

〔答弁〕 価格、場所、法的課題など、クリアすべき課題はあるが、産業用の二酸化炭素は、全国的には供給が追いついていない状況でもある。複数の企業から話はあるが、現段階で説明することは控えたい。

〔質問〕 二酸化炭素分離回収装置の間欠運転を検討すべきと思うがどうか。

〔答弁〕 環境省の補助制度上、定められた期間データを取って報告する必要があるが、現時点での間欠運転は難しい。報告期間が終われば、間欠運転を検討したい。

〔意見〕 整備時には、費用は二酸化炭素の販売収入で回収できるとのことであったが、現実には維持管理費すら賄えておらず、このままでは市費を投入し続けなければならない。議会報告会においても、市民の意見は多いので、もっと真剣に考

# 特別委員会

えてもらいたい。

〔質問〕 企業誘致に伴う経済波及効果など目に見えない部分も収入と評価している部分もある。市民にわかりやすいよう事業効果の見える化を検討してはどうか。

〔答弁〕 今まで費用対効果を見せきれていなかったため、新しい構想の中で評価方法を検討させてほしい。

〔質問〕 株式会社ユークレナについては、早めに進出協定を結んだほうがいいという意見が多くあった。進出の予定は。

〔答弁〕 良好な関係を築き、下水浄化センター内で共同研究を行っており、双方にメリットがあれば、検討していく。

〔質問〕 下水浄化センターに二酸化炭素分離回収装置の設置を検討することだが、清掃工場では回収した二酸化炭素を放出していることから、その二酸化炭素を移送して使用することはできないか。

〔答弁〕 バイオ燃料、飼料や肥料などの販売計画が確実になった段階で、企業の需要があれば再度検討したい。

### 今後の調査について

清掃工場での二酸化炭素分離回収事業では、複数の企業と協議中であり、進捗は明らかになっていない。また、清掃工場北側の21号へ進出する企業の事業計画も明らかになっておらず、いまだに回収した二酸化炭素の販売収入は計画を大きく下回っており、維持管理経費も賄えていない。下水浄化センターでのエネルギー創出事業は、バイオマス資源の受け入れ方法など、事業計画が見直され、微生物類培養によるマテリアル利用及び燃料製造事業は、将来的に検討することとされた。また、平成29年設立の「さが藻類バイオマス協議会」は、会員からの会費収入等はあるものの、市の多額の補助金により運営されており、自立までは時間がかかる。国家プロジェクトの戦略的イノベーション創造プログラムへの参画等の取り組みが始まり、また、バイオマス産業都市構想内の多くの事業は、目標年度が平成30年度までとなっているため、今後見直しが行われる。したがって、今後も引き続き、執行部と情報共有を図りながら調査を進めていく必要がある。